

公益社団法人 認知症の人と家族の会  
花俣 ふみ代

## 第 4 回 中間検証ワーキング・グループ【検討テーマ 4】に関する意見

### I 制度の周知

#### ○資料「成年後見制度の周知について」

P2・2 インターネット広告の実施については、効果も上がっており、引き続き計画・実施されてはどうか家族の会の電話相談などにおいても、相談者がインターネットで調べ、アクセスされる方が増えてきている。

#### ○論点①について

- ・「任意後見・補助・保佐」などの周知や相談体制の強化～とあるが、後見制度全般への理解がまだまだ十分とは言い難い現状と、「後見」だけについても必要に迫られてやっと関心を持つ、持たざるを得ないのが実態かと思われる。中核機関の設置についての取り組みも少しずつ進められてはいるものの、こちらはまだ、利用者がメリットを感じられるところまでには至っていない。
- ・後見制度の周知において、任意後見や補助・保佐を含めた理解を得られる取り組みは大切ではあるが、任意後見、補助・保佐についての周知や相談体制の強化の前に、従前より提案している「日常生活自立支援事業」についての整理も必要ではないか。

その人（利用者）の様々な状況に応じて選択肢は多い方が良いのであって、消費者被害に遭ったり、また不動産の売却や相続手続きなど法的な支援が必要な人は補助・保佐を活用すべきだが、例えばそういうことはなく福祉サービスの利用や日用金銭の管理について支援があれば地域での生活が可能な人については、日常生活自立支援事業の方が馴染むのではないだろうか。それは、知的・精神障害の人に限らず、認知症の人にとっても同様。

保佐の代理権・補助の同意権と代理権付与は本人の同意が必要であり、制度の敷居を低くし使いやすいものとするようにしても、また、それが本人にとって客観的にメリットのあるものであったとしても、「利用したくない」と言う人はいる（成年後見制度に限らず福祉サービス等の利用も客観的に必要だと周りが思っている「うん」と言わない人がいるのと同じかと思う）そういう意味でも、本人自身が受け入れやすい支援を選択できるよういろいろなメニューがあった方が良いのではないだろうか。

さらに、認知症の進行等により、いずれ日常生活自立支援事業では難しくなってしまう（自分で契約できることが難しくなる）時期が来た場合でも、日常生活自立支援事業を利用してれば本人は、あまり抵抗感を持つ事なくスムーズに制度につながっていく。

- ・日常生活自立支援事業の活用は、保佐補助の活用を阻害するものではなくむしろ、成年後見制度が必要な人を地域の中で見つけ制度につないでいくための大切な役割を担っていると思う。特に認知症初期の方が地域で過ごす際に日常生活自立支援事業はもっと活用されて良いのではないかと考える